

### お知らせ News 後期高齢者医療制度からのお知らせです

本庁舎国保年金課 内2175

#### 保険者証などの更新時期です

《新しい被保険者証（ピンク色）を送付します》  
75歳以上および一定の障がいがある65歳以上74歳以下の方がお持ちの「後期高齢者医療被保険者証」の有効期限は、7月31日(金)です。  
8月1日(土)から使用する被保険者証（ピンク色）は7月下旬に送付しますので、8月からは新しい被保険者証を医療機関の窓口にご提示ください。



▲新しい被保険者証（ピンク色） ▲この白い封筒に入れて送付しますので、ご確認ください

#### 《限度額適用・標準負担額減額認定証の更新・申請》

住民税非課税世帯の方が入院および高額な外来診療を受けるときに、同じ医療機関に支払う金額の上限が自己負担限度額までとなる認定証の有効期限は、7月31日(金)です。  
▷現在認定証をお持ちで、更新手続きが必要な方  
6月下旬に申請書を送付しましたので、期日までに申請してください。  
▷現在認定証をお持ちで、更新手続きが不要な方  
7月下旬に新しい認定証を送付します。

※認定証をお持ちでない方は、お問い合わせください。

#### 《限度額適用認定証の交付》

8月から、一部負担割合が3割で現役並み所得（住民税課税所得が145万円以上690万円未満）に該当する本人または同一世帯内の被保険者は、申請により限度額適用認定証が交付されます。  
詳しくは、お問い合わせください。



#### 保険料の決まり方

2年ごとに見直しが行われている保険料は、被保険者一人ひとりが平等に負担する「均等割額」と、所得に応じて負担する「所得割額」を合計し、個人単位で計算されます。  
令和2年度の保険料率は次のとおりです。なお、保険料の決定通知書は8月中旬に送付します。

均等割額 43,300円 + 所得※×8.23% = 年間保険料額 年間限度額 64万円

※この所得は、令和元年中の総所得金額等から基礎控除33万円を差し引いたものです。

#### 軽減制度が改正されました

《均等割額軽減措置の判定所得基準》  
1年間の所得が基準額以下の世帯は、均等割額が軽減されますが、次のとおり軽減割合を変更しました。また、5割軽減と2割軽減の対象となる判定所得基準が改正されます（赤字が改正部分）。

軽減割合	世帯（被保険者および世帯主）の総所得金額※
7.75割	「33万円」以下
7割	「33万円」以下で被保険者全員が年金収入80万円以下（その他各種所得がない場合）
5割	「33万円+28.5万円×被保険者数」以下
2割	「33万円+52万円×被保険者数」以下

※この所得は、令和元年中の総所得金額等を合計したものです（65歳以上の方の公的年金所得は、さらに15万円減額した金額が軽減判定の所得です）。

#### 《被用者保険の被扶養者であった方の軽減措置》

被用者保険（健康保険組合・協会けんぽ・共済組合など）の被扶養者であった方は、後期高齢者医療被保険者の資格取得後2年間は、均等割額が5割軽減されます（所得割額はかかりません）。

### 募集 Recruit 令和3年度採用（令和3年4月1日以降）市職員採用試験

本庁舎総務課 内2315

- 第一次試験日 9月20日(日)
- 申込受付期間 7月28日(火)～8月19日(水)



職種（採用予定人員）	受験資格（学歴不問）
障がい者対象 行政事務（1人程度）	昭和61年4月2日から平成15年4月1日までに生まれた方で、次のいずれかに該当する方 ・身体障害者手帳の交付を受けている方 ・都道府県知事または政令指定都市の市長が発行する療育手帳の交付を受けている方 ・知的障害者更生相談所・児童相談所・精神保健福祉センター・障害者職業センター・精神保健指定医により知的障害者であると判定された方 ・精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方
高校卒程度 行政事務（1人程度）	平成11年4月2日から平成15年4月1日までに生まれた方

職種（採用予定人員）	受験資格（学歴不問）
幼稚園教諭および保育士（7人程度）	☐昭和61年4月2日以降に生まれた方で、幼稚園教諭免許および保育士資格を有する方または令和3年3月末日までに同免許および資格を取得する見込みの方 ☒昭和51年4月2日から昭和61年4月1日までに生まれた方で、幼稚園教諭免許および保育士資格を有する方または令和3年3月末日までに同免許および資格を取得する見込みの方
保健師（2人程度）	昭和61年4月2日以降に生まれた方で、保健師免許を有する方または令和3年3月末日までに同免許を取得する見込みの方
司書（1人程度）	昭和61年4月2日から平成11年4月1日までに生まれた方で、図書館法第5条に規定する司書資格を有する方または令和3年3月末日までに同資格を取得する見込みの方
民間企業経験者 行政事務（1人程度）	昭和56年4月2日以降に生まれた方で、令和2年7月末日時点において民間企業等での職務経験を5年以上有する方
就世職代水河対象 行政事務（1人程度）	昭和51年4月2日から昭和61年4月1日までに生まれた方で、令和2年4月1日時点において正規雇用労働者として雇用されていない方

### お知らせ News 奨学資金・入学一時金制度

本庁舎教育総務課 内2353

市内に住所を有する方（進学のため市外に住所を移す方を含む）で、修学の意欲と能力を持ちながら経済的理由により修学が困難な方に対して、奨学資金を貸与しています。  
また、必要と認められる保護者に対して、入学一時金を貸与しています。  
募集開始の時期は、11月を予定しています。

※応募資格など詳しくは、市ホームページをご覧ください。



#### 《貸与型奨学資金》

- 対象 令和3年4月に高等学校・高等専門学校・専修学校（専門課程で修業年限2年以上）・大学に進学を予定している方、または在学している方
- 貸与月額（無利息）  
▷高等学校・高等専門学校生 3万円以内  
▷専修学校生 4万円以内  
▷大学生（短期大学生を含む） 5万円以内
- ※大学または専修学校へ進学するために市奨学資金の貸与を受けた方が、本市に定住し就労するなど一定の条件を満たしている場合、申請に基づき返還の一部が免除される制度があります。

#### 《入学一時金（貸与）》

- 対象 令和3年4月に大学または専修学校に進学を予定している生徒・学生の保護者
- 貸与額（無利息）  
70万円以内（医師・歯科医師課程は100万円以内）